

高知県登録働き方改革コンサルタント制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、働き方改革に取り組む県内企業等の取組を伴走支援する「高知県登録働き方改革コンサルタント」(以下「コンサルタント」という。)の制度実施について必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 知事は、ワークライフバランスの推進や多様な働き方の導入、女性活躍の推進など働きやすい職場づくりの推進、生産性向上、人材活躍支援など働きがいの向上に取り組む県内企業等を支援する専門家をコンサルタントとして登録するものとする。

- 2 コンサルタントは、県内在住の社会保険労務士、中小企業診断士、税理士、キャリアコンサルタント等の働き方改革に関連する国家資格保有者で、県が実施する所定の養成研修を修了した者とする。
- 3 コンサルタントの登録については、別紙様式第1号により行うものとする。
- 4 登録の期間は設けないものとする。ただし、コンサルタントが次の各号のいずれかに該当するときは、知事は登録を取り消すことができる。
 - (1) 第2条第2項の要件を満たさなくなったと認められるとき。
 - (2) 本人から登録抹消の申し出があったとき。
 - (3) 登録後に県が実施する所定の研修を受講しないとき。ただし、やむを得ない場合を除く。
 - (4) コンサルタントの信用を害するおそれがあり、適格性を欠くと認められるとき。

(活動)

第3条 コンサルタントは、各々の職務を通じて、働き方改革に取り組む県内企業等に対する助言、提案をはじめとするコンサルティングの実施のほか、必要に応じ関連する支援を行うものとする。

(支援)

第4条 知事は、コンサルタントに、高知県登録働き方改革コンサルタント登録証を交付するものとする。

- 2 知事は、コンサルタントの氏名、所属・事業所名、住所又は所在地、連絡先等の情報を、公表を希望しない者を除き、県のホームページ等で公表するものとする。
- 3 知事は、働き方改革に関する研修、講演会、支援制度等について、コンサルタントに情報を提供するものとする。
- 4 コンサルタントは、「高知県登録働き方改革コンサルタント」の名称を、名刺やホームページ

等で使用することができる。

(報告)

第5条 コンサルタントは、毎年4月末までに、別紙様式第2号により、前年度の活動状況について知事に報告するものとする。

(所掌)

第6条 この要綱に関する事務は、商工労働部雇用労働政策課において所掌する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年7月14日から施行する。